**平成２７年（フ）第１８８号**
茨城県笠間市安居3113番地１　スカイハイツ201
債務者　藤井　　恵（旧姓宮里）
１　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第２６１号**
茨城県つくばみらい市伊奈東75番地91　イストワールⅡ202
債務者　原　　僚子
１　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１２３号**
茨城県常総市向石下141番地　第１コーポマルシン１号棟
債務者　浅野　　靖（旧姓根本）
１　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第４６号**
千葉県君津市南子安８丁目16番３号　201
債務者　長谷川大輔
１　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２７年（フ）第２１３号**
新潟市西区青山７丁目13番16号
債務者　小森　勝彦
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１８１号**
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｆ７棟401号
債務者　砂山　幸子
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
金沢地方裁判所

**平成２７年（フ）第８０号**
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3359番地１
債務者　西澤　良治
１　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第７４号**
長野県上田市古里26番地３　エスティアム柳町103号
債務者　綿貫ひろみ
１　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第７５号**
長野県上田市八木沢1487番地１
債務者　田原　朋之
１　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第１７３号**
滋賀県草津市上笠２丁目６番14号　ヴィラ上笠11号、前住所滋賀県草津市下笠町208番地２　三上ハイツ３－Ｃ号
債務者　谷上　末夫
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１７４号**
滋賀県草津市上笠２丁目６番14号　ヴィラ上笠11号、前住所滋賀県草津市下笠町208番地２　三上ハイツ３－Ｃ号
債務者　谷上　春美
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１９４号**
大津市一里山４丁目４番８号　メゾンドラポー101
債務者　唐渡　美紀
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１０６号**
滋賀県東近江市市子川原町716番地77、前住所滋賀県東近江市八日市東浜町４番24号
債務者　西川　平助
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第１１２号**
滋賀県近江八幡市音羽町19－１　レオパレス藤木２　201号、住民票上の住所滋賀県近江八幡市牧町759番地１
債務者　神田　春枝
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第４１１号**
広島市中区堺町１丁目７番５－405号
債務者　宮武　　徹（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第４３９号**
広島市東区中山新町２丁目７番24号
債務者　服部　真紀
１　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１８５号**
宮崎市新別府町江田原97番地12　101コーポ新別府207号
債務者　岩永三千代
１　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係